

(別紙様式1)

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 徳島県
農業委員会名： 阿波市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和2年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	3,636
自給的農家数	1,227
販売農家数	2,409
主業農家数	620
準主業農家数	540
副業的農家数	1,249

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	3,987
女性	1,953
40代以下	209

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	253
基本構想水準到達者	42
認定新規就農者	46
農業参入法人	37
集落営農経営	2
特定農業団体	0
集落営農組織	2

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑				計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	3,110	592				3,702
経営耕地面積	2,222	306				2,528
遊休農地面積	46.1	17.8				63.9
農地台帳面積	3,097	785				3,882

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期满了年月日 R 2年 9月 30日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	19
認定農業者	—	12
認定農業者に準ずる者	—	
女性	—	2
40代以下	—	
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	21	21	10

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	3,882ha	562.2ha	14.48%
課 題	農業就業者は年々減少し、高齢化も進んでいることから今後、集積率を上げていくことは困難である。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積	560ha	(うち新規集積面積	54.7ha)
	目標設定の考え方: 令和元年度実績に基づいて目標を設定			
活動計画	円滑な権利移動ができるよう、パンフレット等を活用し、農地利用集積計画による利用権設定制度を周知する。中間管理機構や関係部署と協力し、計画推進を図る。			

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	平成29年度新規参入者数	平成30年度新規参入者数	令和元年度新規参入者数
	13経営体	14経営体	5経営体
	平成29年度新規参入者が取得した農地面積	平成30年度新規参入者が取得した農地面積	令和元年度新規参入者が取得した農地面積
	7.0ha	5.6ha	2.0ha
課 題	毎年、新規参入者はあるものの、その後、大幅な農地面積の拡大には至っていないことが課題である。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

参入目標数	5経営体	参入目標面積	2.0ha
活動計画	阿波市就農スタート研修事業の実施(農業振興課)		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	3,882ha	63.9ha	1.65%
課 題	農業就業者の減少や高齢化による離農が増加している現状があり、遊休農地が増加傾向にある。		

- ※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入
 ※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 5ha			
	目標設定の考え方:遊休農地となっている土地の所有者に対して農地中間管理事業の活用を促進し、全体の1割程度を解消できるように目標を設定している。			
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		46人	7月～8月	8月～11月
	調査方法	農業委員・農地利用最適化推進員が共同で担当地区を目視にて確認し、遊休農地であるかの判断を行っている。		
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		12月～1月	1月～3月	
その他				

- ※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入
 ※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない
 ※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	3,882ha	0.1ha
課 題	山間部などの目の行き届かない場所については、特に注意が必要である。	

- ※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
 ※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の活動計画

活動計画	農業委員が担当地区のパトロールを単独で行うほか、7月、8月に実施する遊休農地調査(農地パトロール)の際に重点的に確認し、早期発見・未然防止に努める。
------	--

- ※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入